

平成25年9月19日
土地・建設産業局建設業課**「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」に寄せられた
相談内容等を公表します。**

国土交通省では、現場の技能労働者に適切な水準の賃金が行き渡るよう、行政や業界を挙げて実施した取り組み状況などの実態を把握するとともに、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、相談窓口として「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を平成25年6月12日に開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいております。

今般、8月までに「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」に寄せられた相談内容等について、個別事案が特定できない方法で相談内容等を下記のホームページアドレスで公表することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、今後、相談内容等については、原則、毎月公表いたします。

URL : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000058.html

<参考> 「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」0 5 7 0 - 0 0 4 9 7 6
マル マル ヨ ク ナ ロ ウE-mail : shinromutanka-fsd@mlit.go.jp

(問い合わせ先)

土地・建設産業局建設業課

建設業適正取引推進指導室

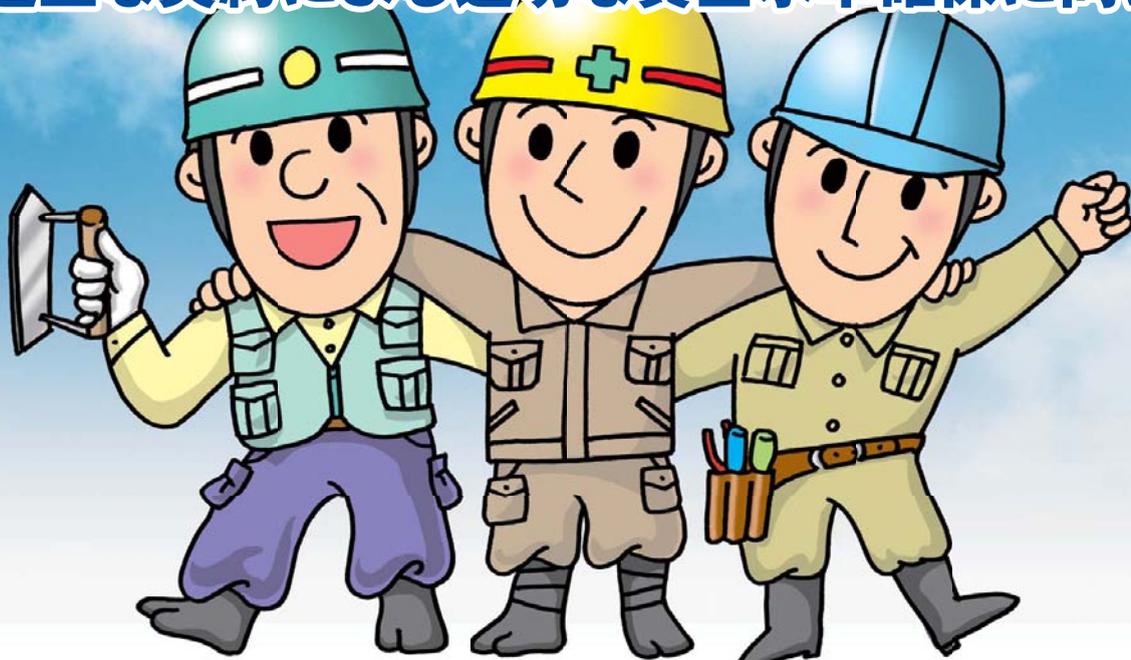
課長補佐 高芝, 調査指導係長 木田

代 表 (03)5253-8111 (内線24715, 24785)

夜間直通 (03)5253-8277 FAX(03)5253-1553

新労務単価フォローアップ相談ダイヤル

～ 適正な契約による適切な賃金水準確保に向けて～



国土交通省では、技能労働者が不足している状況を反映するとともに社会保険への加入の徹底の観点から、平成25年3月末に平成25年度公共工事設計労務単価を設定し、全国平均で約15.1%の上昇となったところです。

これを受けて、現場の技能労働者に適切な水準の賃金が行き渡るよう、行政や業界を挙げて取り組むこととなりました。

この度、国土交通省では、これらの取り組み状況などの実態を把握するとともに、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、相談窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただくことといたしました。

TEL.  **0570-004976**

マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国 土 交 通 省
建設業法令遵守推進本部

「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

※「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」では、主に国土交通大臣許可業者が関連する、以下の情報を受け付けさせていただきます。

今回の公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

◆取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報の例

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押し付け、その額で下請契約を締結した。
- ・元請負人と下請負人間で、労務単価の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、元請負人が下請負人に対し下請工事の施工を強要し、その後に元請負人が労務単価を一方向的に決定した。

（※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、ウェブ検索で国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。）



その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態について、関連する情報をお寄せ下さい。

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承ください。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収をするかどうかの判断をします。

下記に示すような、できる限り詳細な情報提供をお願いします。

◆情報を提供される方の氏名、住所

※情報を提供された方に不利益が生じないよう十分注意しますのでできるだけ匿名は避けてください。

◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等

◆違反の疑いがある行為の具体的事実について次の事柄

(ア)だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか 等

なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に「建設業法令遵守推進本部」に提出等のご協力を願います。

また、いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承ください。

「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

※「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」への通話料は、発信者の負担となります。

E-mail : shinromutanka-fsd@mlit.go.jp

<公共工事設計労務単価・公共事業労務費調査の方法や内容等の問い合わせ先は、ホームページをご覧ください。>

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの受付状況等(6月末現在) 国土交通省

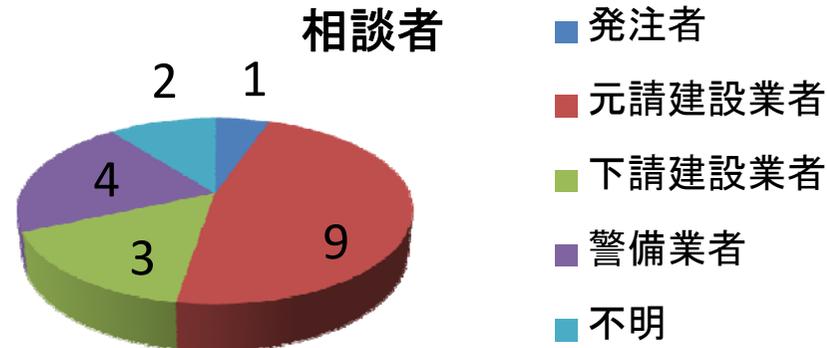
受付件数

○ 6月末日現在、19件。

北海道 ブロック	東北 ブロック	関東 ブロック	北陸 ブロック	中部 ブロック	近畿 ブロック	中国 ブロック	四国 ブロック	九州 ブロック	沖縄 ブロック
2	0	9	0	4	3	1	0	0	0

相談者の属性

○ 相談者は、元請建設業者が9件と最も多かった。



相談内容

<主な相談内容>

(発注者)

・請負業者への指導は、具体的にどのように指導すればよいのか。

(元請)

・公共発注者が適正に発注しているかを調べるべき

(一定の価格以下で入札するよう示唆され、従わない場合の不利益をほのめかされた。)

・24年度内に契約した工事について、発注者が単価をあげてくれない。

・24年度に契約した工事について、発注者の都合により着工が遅れた。その着工時期が新労務単価適用工事と重なるため、旧単価のままの工事に技術者が集まらない状況になっている。

(下請)

・元請に新労務単価で見積して良いか。旧単価で見積をしてくる他社との競争で負けてしまう。

・地元の大企業ゼネコンが単価上昇に見合った見積りに理解を示さない(警備業者)。

発注者に関する相談	元請に関する相談	下請に関する相談	行政に関する意見	新労務単価等に関する照会	その他
3	2	0	2	12	0

新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの受付状況(7月末現在) 国土交通省

受付件数

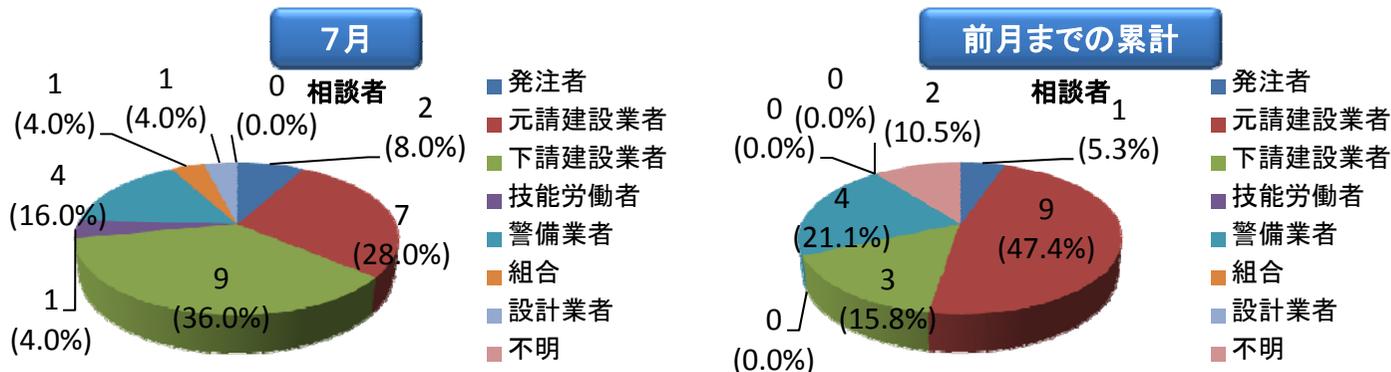
○ 7月末日現在、25件。
(前月までの累計、19件。)

北海道 ブロック	東北 ブロック	関東 ブロック	北陸 ブロック	中部 ブロック	近畿 ブロック	中国 ブロック	四国 ブロック	九州 ブロック	沖縄 ブロック
0 (2)	1(0)	12(9)	1(0)	3(4)	2(3)	2(1)	0 (0)	3(0)	1(0)

※()は、前月までの累計

相談者の属性

○ 相談者は、下請建設業者が9件と最も多かった。
(前月までの累計は、元請建設業者が9件と最も多かった。)



7月の相談内容

<主な相談内容>

(発注者)

- ・特例措置による契約変更額の決定方法について、国の運用を教えてください。

(元請)

- ・新労務単価の適用は、いつからか。
- ・複数年契約について、特例措置による変更契約は適用されないのか。
- ・公共発注の建築工事において、労務単価が上昇したはずなのに予定価格が1~3%程度しか上昇していない。下請からは、労務費上昇分を請求されるが、予定価格が反映されていないので対応に苦慮している。

(下請)

- ・適正な賃金とは、いくらか。
- ・発注者(地方公共団体)に対して、元請が契約金額の引き上げ交渉したところ、予算がなく対応できないと言われたという話を聞いた。
- ・労務単価が上がったと言っても、公共工事は土木が主であり、我々鉄筋業界は、民間発注の建築が主である。元請に見積もりを出しても取り扱ってくれない。
- ・2次・3次下請業者から業務委託を受けているが、施策が打ち出されるまではひどいものであった。施策が打ち出されてからは、建設業者に交渉しなくても単価を上げてくれる。大変感謝している。(警備業者)

発注者に関する相談	9(3)
元請に関する相談	1(2)
下請に関する相談	0(0)
行政に関する意見	7(2)
新労務単価等に関する照会	6(12)
その他	2(0)

※()は、前月までの累計

新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの受付状況(8月末現在) 国土交通省

受付件数

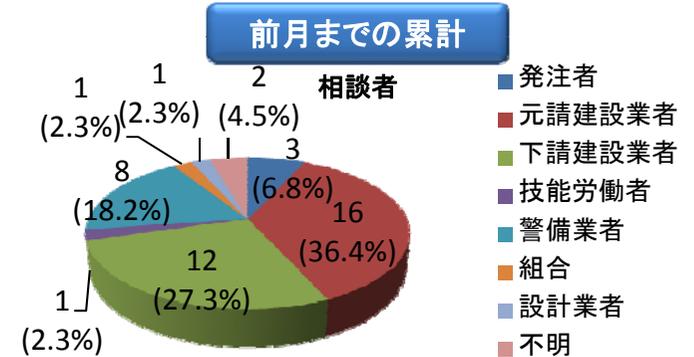
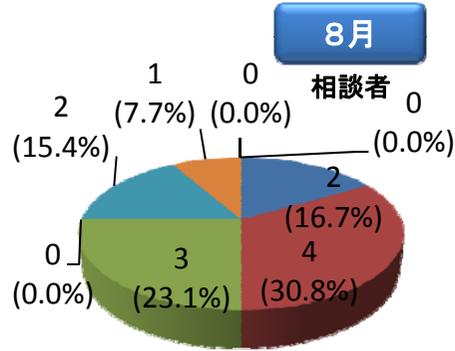
○ 8月末日現在、12件。
(前月までの累計、44件。)

北海道 ブロック	東北 ブロック	関東 ブロック	北陸 ブロック	中部 ブロック	近畿 ブロック	中国 ブロック	四国 ブロック	九州 ブロック	沖縄 ブロック
1 (2)	0(1)	3(21)	0(1)	4(7)	3(5)	0(3)	1 (0)	0(3)	0(1)

※()は、前月までの累計

相談者の属性

○ 相談者は、元請建設業者が4件と最も多かった。
(前月までの累計は、元請建設業者が16件と最も多かった。)



8月の相談内容

<主な相談内容>

(発注者)

・特例措置の変更協議の際、労務単価を上げて協議をしているにもかかわらず、それを断る業者がいる。

(元請)

・3月中に契約したが、数度の一時中止が入り、9月の着工となったため、さすがに下請との契約で新労務単価での契約を結ばざるを得ないが、公共発注者が特例措置の適用に応じてくれない。発注者は3月中の契約なのではないかと、何とかならないか。

・新労務単価の特例措置適用について、公共発注者に相談したが、契約時期が平成25年度以降ではないため、対象外とされた。

(下請)

・国土交通省の対応は生ぬるい。社会保険は厳しく対応している一方で、労務単価が下まで流れるようにするための取組が不十分である。

・公共発注の工事で、建設業者に労務単価の上昇に見合う請負金額とするよう協議をしているが、応じてもらえず困っている。建設業者は、「労務単価の上昇は分かっているが、こちらも満額で受注しているわけでない。」と協議に応じない。そのような状況の中、警備業界にも安く仕事を取る業者が存在し、金額の競争で負けてしまう。そのような業者は、社会保険未加入であることが多いが、まだまだ建設業者の現場にまで労務単価に関する取組についての情報が行き渡っていないように感じる。(警備業者)

発注者に関する相談	3(12)
元請に関する相談	2(3)
下請に関する相談	0(0)
行政に関する意見	1(9)
新労務単価等に関する照会	6(18)
その他	0(2)

※()は、前月までの累計